

社会福祉法人足利むつみ会行動計画（女性活躍推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年9月 1日～平成35年8月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性職員の育児休暇の取得促進を図る。

<対策>

●平成32年1月～ 男性も育児休暇を取得できることを職員会議等を通じて周知し、取得促進に繋げる。

目標2：女性が活躍できる職場環境の整備を図り、管理職を目指す女性のキャリア育成を行う。

<対策>

●平成31年1月～ 女性管理職研修を行い、スキルの習得を目指す。